



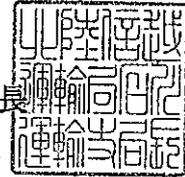
石運整第319号の2
平成25年9月26号

自動車運送事業者 殿

自家用有償旅客運送者 殿

整備管理者選任義務付け自家用自動車使用者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について

標記のことについて、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から、別紙（平成25年9月20日付け北信技保第73号）のとおり通達があったことから、通知しますので、了知願います。



国自安第 153 号
国自整第 176 号
平成 25 年 9 月 20 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局整備課長

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について

本日付けで、「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」（平成元年 3 月 29 日付け地車第 45 号、地備第 58 号）の一部について別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、一般社団法人全国自家用自動車協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長、一般社団法人全国レンタカー協会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び公益社団法人全国通運連盟会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

【別添】

国自安第153の2号

国自整第176の2号

平成25年9月20日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
一般社団法人全国自家用自動車協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿
一般社団法人全国レンタカー協会会長 殿
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
公益社団法人全国通運連盟会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長

自動車局整備課長

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会等においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国自安第153号
国自整第176号
平成25年9月20日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局整備課長

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について

本日付けで、「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」（平成元年3月29日付け地車第45号、地備第58号）の一部について別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、一般社団法人全国自家用自動車協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長、一般社団法人全国レンタカー協会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び公益社団法人全国通運連盟会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
地車第 44号	地車第 44号
地備第 57号	地備第 57号
平成元年 3月29日	平成元年 3月29日
自環第 284号	自環第 284号
自整第 229号	自整第 229号
平成8年12月20日	平成8年12月20日
国自総第 9号	国自総第 9号
国自整第 7号	国自整第 7号
平成13年 4月20日	平成13年 4月20日
国自総第 512号	国自総第 512号
国自整第 212号	国自整第 212号
平成15年 3月11日	平成15年 3月11日
国自総第 441号	国自総第 441号
国自整第 152号	国自整第 152号
平成17年 2月 1日	平成17年 2月 1日
国自総第 17号	国自総第 17号
国自整第 6号	国自整第 6号
平成18年 4月14日	平成18年 4月14日
国自総第 338号	国自総第 338号
国自整第 97号	国自整第 97号
平成18年10月 6日	平成18年10月 6日
国自安第 115号	国自安第 115号
国自整第 89号	国自整第 89号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
国自安第 153号	国自安第 153号
国自総第 176号	国自総第 176号
平成25年 9月20日	平成25年 9月20日
一部改正	一部改正

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖繩総合事務局長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖繩総合事務局長 殿

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

第1 (略)

第2 集計及び報告

1 (略)

2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力すること。
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の要因が明らかにならない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者・県警等）についても入力すること。

第3 その他

1 規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故があった日から30日を超えた日において、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

2 事故の発生当時に、事業者等がやむを得ない事由により、当該事故により負傷した者が規則第2条第3号に掲げる重傷者又は同条第7号に掲げる傷害を受けた者に該当することを知ることができなかった場合であって、当該事故があった日から30日を超えた日において新たにこれらに該当することを知らなかった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

附 則（平成25年9月20日付け国自安第153号、国自整第176号）

改正後の通達は、平成25年9月20日から施行する。

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

第1 (略)

第2 集計及び報告

1 (略)

2 事故の発生状況については、翌月末までに自動車事故情報システムに入力し、自動車交通局に設置している自動車事故情報システム用サーバーへデータの搬出を行うこと。
なお、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故において、事故報告時に事故の要因が明らかにならない場合や調査中の場合等には、事故の原因（推定原因を含む。）について事業者や関係者等への問い合わせ等により情報を収集し、自動車事故情報システムに入力すること。また、事故の原因（推定原因を含む。）を判断した者（自動車製作者・県警等）についても入力すること。

第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となつて、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

(新規)

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」の一部改正（案）
改正趣旨について

自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第三条においては、重大な事故を惹起した事業者等は、事故があった日から三十日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない旨、規定されている。

<参考>

○道路運送法（昭和二十六年運輸省令第百四号）抄
（事故の報告）

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）抄
（報告書の提出）

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

同規則第三条の自動車事故報告書は、第二条各号に掲げる「事故」を発生させた場合に報告書を提出することが義務付けられており、そのうち、第三号の「重傷者」や第七号の「傷害が生じたもの」の定義については、それぞれ自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条各号によることとしているところ。

<参考>

○自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）抄

（定義）

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四～六
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八～十五 （略）

○自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）

（保険会社の仮渡金の金額）

第五条 法第十七条第一項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

- 一 死亡した者 二百九十万円

- 二 次の傷害を受けた者 四十万円

イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

ハ 大腿又は下腿の骨折

ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上
のもの

- 三 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 二十万円

イ 脊柱の骨折

ロ 上腕又は前腕の骨折

ハ 内臓の破裂

ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害

- 四 十一日以上医師の治療を要する傷害（第二号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 五万円

自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号から第四号に規定されている入院期間や医師の治療期間については、近年、個人情報保護の制約が厳しくなる中において、事業者等が、事故被害者や病院側等から治療状況の正確な情報等を受けるのに時間がかかっており、仮に正確な情報の提供が受けられない間は、入院期間や医師の治療期間が不明であり、すなわち「重傷者」や「傷害が生じたもの」に該当するかどうかの判断ができずに、自動車事故報告規則第三条に基づく報告書の提出の判断を決めかねている状況が見受けられる。

当然ながら、当該報告書を期限内に提出していない事業者等には行政処分を課される可能性もあることから、その見直しの提案が寄せられているところ。

見直しの方向性

「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」（通達）において、事故発生当時に、事業者等がやむを得ない事由により、当該事故により負傷した者が重傷者又は傷害を受けた者に該当することを知らなかった場合であって、当該事故があった日から30日を超えた日において新たにこれらに該当することを知った場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させる旨の改正を行うこととする。

ただし、自動車事故報告規則第四条の速報については、同種事故の再発防止のための円滑な対応等を図ることを目的としていることから、従来通り、負傷の程度が不明であっても、速報に該当する可能性がある場合には事故発生後速やかに速報することとする。

補 足

現行の「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」第3なお書きは、事故発生時は自動車事故報告規則の「事故」に該当しなかったものの、一定期間経た後に、状況変化や被害者の症状悪化等により新たに同「事故」に該当した場合を想定しているのであって、事業者等が事故発生後に同「事故」に該当することを「知った」場合を想定したものではない。

以 上

本通達改正後の自動車事故報告書の取扱いについて

